様式第十（第７条関係）

認定供給確保計画の変更指示の通知書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

経済産業大臣　　名

　　年　　月　　日付けで認定した認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第１１条第２項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

１．供給確保計画認定番号	
２．変更指示の内容	
３．変更指示の理由	

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、経済産業大臣に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十一（第８条第１項関係）

認定供給確保計画の認定取消通知書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

経済産業大臣　　名

　　年　　月　　日付けで認定した認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第１１条第１項又は第２項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

１．供給確保計画認定番号	
２．認定取消しの理由	

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、経済産業大臣に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。